

薬王堂登米中田店（法第5条第1項）

- 1 届出者名
有限会社ケーワイケープランニング 代表取締役 築田 美保子
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂登米中田店
登米市中田町石森字加賀野二丁目4番地1号 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
有限会社ケーワイケープランニング 代表取締役 築田 美保子
岩手県盛岡市南仙北一丁目15番12号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年4月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,516 m²
- 6 大規模小売店の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
59台
 - (2) 駐輪場の収容台数
44台
 - (3) 荷捌き施設の面積
82 m²
 - (4) 廃棄物等保管施設の容量
10.5 m³
- 7 大規模小売店の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店時刻） 午前9時 （閉店時刻） 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成18年8月1日
- 9 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、登米地方県政
情報コーナー及び登米市役所
- 10 縦覧期間
平成18年8月11日から平成18年12月11日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 11 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県産業経済部食産業・商業振興課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第85号)及び意見書様式を参考のこと。